



※(素案P●)は「新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)」(素案)のページ番号を示しています。

計画の基本的考え方 (素案P46～)

「新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」は、計画期間中に団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年を迎えます。さらには、団塊ジュニア世代が全て65歳以上の高齢者となり、生産年齢人口の急激な減少や介護人材の不足、社会保障費のさらなる増大が懸念される令和22(2040)年を見据えながら地域包括ケアシステムの一層の推進に取り組んでいくことが必要となります。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域づくりに向けて、個人の尊厳の保持と自立生活の支援が重要になります。そのためには、「医療」「介護」「住まい」「生活支援・介護予防」等が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進と介護保険制度の持続的な運営により、地域の実情に応じた高齢者福祉施策の推進や介護保険サービスを一層充実させていくことが求められています。

高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画では、新宿区基本構想に掲げる「めざすまちの姿」との整合を図り、さらには令和22(2040)年を見据えて、現計画(8期計画)の基本理念や「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けての取組を発展的に受け継ぎながら「だれもが人として尊重されともに支え合う地域社会」の実現を目指し、総合的に施策を推進していきます。

なお、本計画は、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図る「新宿区成年後見制度利用促進基本計画」を内包するものとして策定します。

基本理念

だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会をめざす

めざす将来像

心身ともに健やかに いきいきとくらするまち

高齢期の特性を踏まえた健康づくりや介護予防・フレイル予防を進めるとともに、社会参加と生きがいづくりへの支援を進めていきます。

だれもが互いを尊重し 支え合うまち

地域コミュニティにおける支え合いのしくみづくり、地域支え合い活動への参加・継続支援を進めていきます。

支援が必要になっても 生涯安心してくらするまち

要支援・要介護状態になっても、認知症になっても、住み慣れた地域で最期まで安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

5つの基本目標と12の施策

基本目標1 健康づくりと介護予防・フレイル予防をすすめます

施策1 健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進による健康寿命の延伸【重点I】(素案P65～)

高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らし続けるには、高齢期の特性を踏まえた健康づくりと介護予防・フレイル予防が必要です。正しい知識の普及啓発や実践に向けた支援を行うとともに、住民主体の活動による健康づくりや介護予防・フレイル予防を推進していきます。また、健康な高齢期を迎えることができるよう、働き盛りの世代から、健康づくりを推進していきます。

基本目標2 社会参加といきがいづくりを支援します

施策2 いきがいのあるくらしへの支援(素案P80～)

施策3 就業等の支援(素案P85～)

基本目標3 支え合いの地域づくりをすすめます

施策4 地域で支え合うしくみづくりの推進【重点II】(素案P87～)

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、高齢者自身も含めた多様な世代が主体的に地域の担い手となって支え合い、高齢者の介護予防活動や日常生活を支援する体制の整備を進めていく必要があります。新宿区における多様な社会資源と、地域で活動する多くの人々による「地域の活力」を生かし、区と区民等が一体となって、高齢者を地域で見守り支え合うしくみづくりを一層推進していきます。

施策5 介護者への支援(素案P100～)

基本目標4 最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らすための相談・支援体制を充実します

施策6 認知症高齢者への支援体制の充実【重点III】(素案P105～)

認知症高齢者が、できる限り住み慣れた地域で尊厳と希望を持って暮らし続けられるよう、認知症高齢者の早期発見・早期診断・診断後の支援体制の充実、認知症高齢者やその家族等への支援、認知症に係る医療と福祉・介護の連携強化を図ります。そして、地域において認知症についての理解をさらに広め、認知症があってもなくても同じ地域でともに生活できる環境づくりを行っていきます。

施策7 高齢者総合相談センターの機能の充実(素案P118～)

施策8 介護保険サービスの提供と基盤整備(素案P128～)

施策9 自立生活への支援(介護保険外サービス)(素案P139～)

施策10 在宅療養支援体制の充実(素案P144～)

基本目標5 安全・安心な暮らしを支えるしくみづくりをすすめます

施策11 高齢者の権利擁護の推進(素案P154～)

施策12 安全で暮らしやすいまちづくりと住まいへの支援(素案P162～)



介護保険事業計画の位置付け(素案 P172)

- 介護保険法に基づき3年を1期として策定
 - ・ 介護サービスの整備計画
 - ・ 第1号被保険者(65歳以上)の保険料の算定
- 介護保険制度の財源
 - ・ 公費(国・都・区): 50%
 - ・ 保険料(第1号、第2号被保険者): 50%

地域包括ケアの深化・推進(素案 P181)

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケア」のさらなる推進に向けて、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護といった地域密着型サービスを中心に在宅サービスを充実させます。

[令和4年度 高齢者の保健と福祉に関する調査] (P54、P88)
 介護が必要になっても在宅での生活を継続して希望している方の割合
 ■ 一般高齢者: 70.3% ■ 要介護認定者: 85.8%

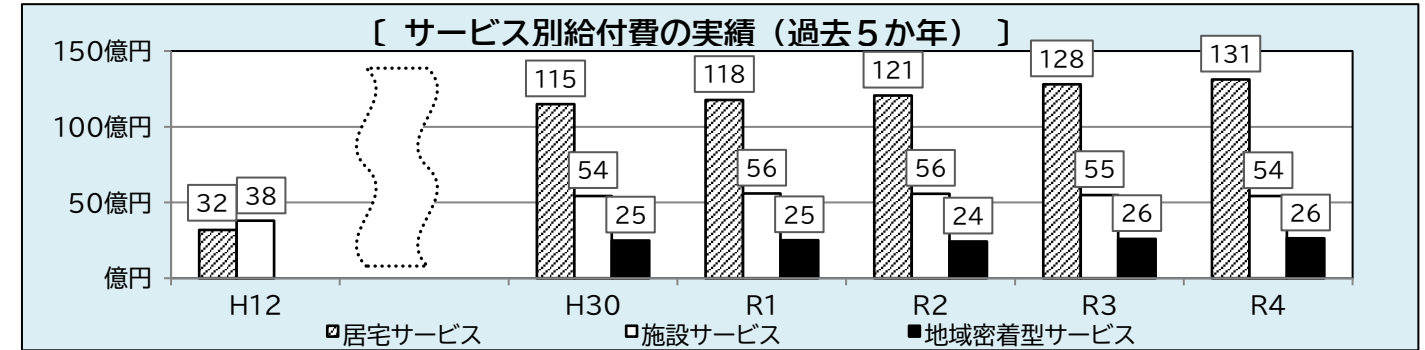
介護保険サービスの充実(素案 P181～)

(現況: 令和5年10月1日現在、第8期末現況: 令和5年度末、第9期目標: 令和8年度末)

サービス種別		現況	第8期末現況	第9期目標	累計
■ 地域密着型サービス等					
① 認知症対応型共同生活介護	事業所	12	12	+3(※1)	15
	定員	198	198	+72(※1)	270
② 小規模多機能型居宅介護	事業所	7	7	+1(※2)	8
	定員	193	193	+29(※2)	222
③ 看護小規模多機能型居宅介護	事業所	2	2	0	2
	定員	48	48	0	48
④ ショートステイ	事業所	12	12	0	12
	定員	119	119	0	119
■ 特別養護老人ホーム(区内)	事業所	10	10	0	10
	定員	762	762	0	762

※1 令和6年度に払方町に1所(定員18人)開設予定、その他民有地に2所(定員54人)公募予定
 ※2 令和6年度に払方町に1所(登録定員29人)を開設予定

介護保険サービスの給付費実績(素案 P177)



第9期の介護保険料基準額(素案 P190～)

第9期の総給付費見込額(概算)は、現時点で約775億円と見込みます。

総給付費見込額(概算)を基に、第1号被保険者の介護保険料基準額を試算すると、素案時点では月額7,200円程度になります。今後、介護報酬の改定、介護給付準備基金の活用、介護保険制度改正の影響を踏まえて、最終的に介護保険料基準額を算定します。

◎総給付費 約775億円(第9期) (第8期の約773億円から約0.3%増)

※総給付費=介護保険サービスにかかる保険給付費+地域支援事業費

《主な特徴》

- 高齢化の進展に伴う要介護認定者数の増加 (P173 右図参照)
- 介護保険サービスの充実による利用量の増加
 - ・ 居宅サービス (訪問・通所介護、ショートステイ等)
 - ・ 地域密着型サービス (認知症対応型共同生活介護等)
 - ・ 特別養護老人ホーム

